

越知町「集落支援員」募集要項

越知町は、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と行政との間での話し合いの促進等の集落対策を推進する人材として「集落支援員」を募集します。

1. 募集人員

集落支援員【町内全域の集落水道施設への支援】 1名

2. 業務内容

- ・地域の方に同行し、集落の水源地清掃の支援
- ・地域の方に同行し、集落の水道施設の維持管理支援
- ・その他、地区の活性化に資する業務

※活動は職員とともにを行います。

3. 募集対象

- ①活動地域に愛着があり、実情に詳しい方。
- ②経験は問いませんが、心身ともに健康で、この活動に意欲と情熱を持って参加できる方。
- ③地域になじむ意思があり、住民と共に地域活動に取り組む意欲のある方。
- ④普通自動車運転免許証を取得している方。（AT 限定不可）
- ⑤パソコンを使って文書の作成や表計算、電子メール等ができる方。
- ⑥地方公務員法第 16 条に定められている次のいずれにも該当しない方。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方。
 - ・日本国憲法またはその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

4. 勤務時間

勤務日は原則として週 4 日間。1 日の勤務時間は 8 時 30 分から 16 時 45 分（休憩 1 時間）。ただし、業務内容により変更も有り。時間外勤務については振替対応とする。

5. 期間等

- ・越知町長が委嘱する。
- ・期間は採用日から令和 8 年 3 月 31 日。
(次年度の委嘱に関しては双方協議のうえ決定する。)

6. 応募手続

①申込受付期間

随時募集

②提出書類（提出書類については返却しません）

越知町会計年度任用職員（集落支援員）応募用紙【町内全域の集落水道施設への支援】

③提出方法

郵送または持参（持参される方は前もってお問い合わせください）

④提出先

越知町役場 企画課

7. 選考の流れ

①第1次選考

- ・書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

②第2次選考

- ・第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を実施し、採用を決定します。
- ・第2次選考の詳細な日時等は、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
- ・第2次選考実施会場までの交通費等は応募者の負担となります。

8. 待遇等

①報酬は月額 185,076 円～とする。（※スキルや経験等を考慮し決定します。）

②賞与・通勤手当あり。

※時間外手当・退職手当等の支給はありません。

③社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入。

④年次休暇については労働基準法等関係法令による。

⑤勤務時間中は、活動に必要な自動車とパソコン、事務用品は町が貸与します。

⑥業務に要する経費や業務に要する資格取得などの経費は予算の範囲内において町が負担します。

9. その他

- ・募集に関する質問は、電子メールまたはファックスにて行ってください。
- ・質問者には「集落支援員応募に係る質問事項について」と見出しを付して「質問内容」の他、「住所」、「氏名」、「返信先」を明記してください。
- ・質問に対する回答は、電子メールまたはファックスで回答を行います。

10. 応募・お問い合わせ先

〒781-1301 高知県高岡郡越知町越知甲 1970 番地

越知町役場 企画課

電話 0889-26-1164 ファックス 0889-26-0600

E-Mail : kikaku@town.ochi.lg.jp